

○厚生労働省告示第三百四十号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、平成三十一年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十二万四百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年九月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信